

# 業務部速報

No. 67

発行 16. 2. 24

JR東労組 業務部

申27号

## 扶養手当の増額を求める緊急申し入れ 団体交渉

【要求主旨】

・18歳未満の子供に対する手当: 3,500円⇒5,000円

・配偶者がいない場合の18歳未満の子供(第1子)に対する手当: 12,500円⇒14,000円

**組合** 〇若年層、子育て世代の生活向上に問題意識を持っているが、企業として支援策をとる必要性は？

**会社** ◇一企業だけの問題ではない。 ◇賃金に限らず幅広く支援が必要。  
◇会社としては事業所内保育所や育児介護勤務等、幅広く実施してきた。引き続き取り組んでいく。

**一企業としてできることは限られるものの、支援策の必要性を確認!!**

**組合** 〇現行の扶養手当を支給する目的は？

**会社** ◇扶養手当は、家族構成に基づく生活水準が異なることへの措置。  
( 配偶者: 配偶者の収入状況に応じた措置 子供: 子育て支援としての措置)

**組合** 〇現行の子供に対する扶養手当の水準は他企業と比べてどのような認識か？

**会社** ◇手当の支給は企業任意の制度であり、高い低いの評価はできない。  
◇S62年: 2,000円⇒現行: 3,500円であり、H24年度の子の支給年齢の引上げ等改正してきた経緯からすれば、当社としては十分な支給水準との認識。

**十分とは言えない! 対立**

**組合** 〇人件費の中で扶養手当の割合は？ **会社** 扶養手当全体の支給対象者は、約16,000人

**組合** 〇子供に対する扶養手当改正の必要性の認識は？

**会社** ◇配偶者に対する手当は十分であるとの認識だが、世の中のトレンドである「配偶者から子供へ手厚くなる流れ」は無視できないと認識している。  
◇子育て支援の観点から検討していく必要はあるが、基準内賃金であり経営環境、中長期的な経営見通しから慎重な判断が必要。

**組合** 〇今後の社会を支えていくうえで、子育て支援は必要! 世間に先駆けて行うことが必要!!

- 〇様々な制度を整えてきたと言うが、金銭面での支援も必要!
- 〇住環境制度も変更になり将来設計するうえで、3,500円では将来を見据えられない!
- 〇奨学金受給者も増えている中で、3,500円で十分とは言えない!!
- 〇年金保険料負担額や介護保険料など、子育て世代の負担が増している! 社会環境も変化している中で、扶養手当の増額が必要!!
- 〇子育てに不安を与えるような企業であってはならない! 世の中をリードするような企業になるべき!

**組合** 〇扶養手当の主旨からすると、配偶者が働かずに家を守るとのスタイルもある。様々な生活スタイルがある中で、世の中のトレンドだけが手ではない。要求は極めて理性的だ! 受け止めて検討を!

**会社** ◇慎重に考えなければならないが、要求の主旨を理解したので、会社も検討する。

**企業の責任として、検討する必要性を確認!!**

**職場からのたたかいで「子育て世代の生活向上」を勝ち取ろう!!**